

## 休校措置について

### 1. 休校とする主な条件

- 大阪府下のいずれかの地域に「特別警報」または「暴風警報」が発表されている場合。
- その他、学校長が生徒の安全確保の観点から休校が必要と判断した場合。

### 2. 判断基準と時間帯

#### 【昼間部】

判断時刻	状況	措置
午前 8 時	警報継続中	午前休校
午前 10 時	警報解除	午後から面接指導または試験を実施
午前 10 時	警報継続中	終日休校

#### 【日・夜間部】

##### ①月曜日・金曜日および水曜日（試験実施日）

判断時刻	状況	措置
午後 4 時	警報継続中	終日休校

##### ②日曜日

判断時刻	状況	措置
午前 7 時	警報継続中	午前休校
午前 10 時	警報解除	午後から面接指導または試験を実施
午前 10 時	警報継続中	終日休校